

# 対処すべき 課題

## は何ですか？

電力会社の  
有価証券報告書より

2015年度版

各社の有価証券報告書にある  
「対処すべき課題」という項目から抜粋

## 北海道電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

安全確保を大前提とした**泊発電所**の**早期再稼働**に向け、原子力規制委員会の確認ができるだけ早く得られるよう、全社的な応援体制を構築し、先行事例の最大限の活用により工程の短縮を図る。

## 東北電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

**女川原子力発電所**第2号機及び**東通原子力発電所**第1号機の新規制基準への適合性審査に的確に対応するとともに、（中略）**地域のみなさまのご理解を得ながら、早期の再稼働を目指していく。**

原子力発電については、準国産エネルギーとして安定した出力が見込まれ、CO2の排出抑制効果にも優れていることから、引き続き重要な電源であると考えている。

## 東京電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

**柏崎刈羽原子力発電所**においては、**新規制基準適合性審査への対応**はもとより、さらなる安全性向上対策に取り組む。こうした安全対策の状況等については、引き続き、新潟本社が中心となって広報活動及び**地域のみなさまへの説明や原子力防災の充実に向けた取り組みなどを実施していく。**

## 中部電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

**浜岡原子力発電所**3・4号機については、**新規制基準を踏まえた安全性向上対策を着実に進めるとともに、同基準への適合性を早期に確認いただけるよう、社内体制を強化し確実な審査対応に努めてまいります。**

# 北陸電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

**志賀原子力発電所の早期再稼働の実現に向けた取組みである。**  
新規基準への適合性確認審査の場で、  
シームに関する当社の調査結果を科学的・合理的に説明し、  
再稼働へのステップを着実に進めるとともに、  
発電所における安全性向上工事を安全・確実に進め、  
地域の皆さまからご理解いただけるよう努めていく。

シーム  
= 破砕帯

# 関西電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

競争力の強化に向けた取組みを推進し、**S+3Eを達成**  
**(高浜発電所3、4号機の再稼働禁止仮処分命令の早期取消し等**  
**原子力プラントの再稼働に向けた取組み**  
(以下略)

S+3E  
Safety (安全性)  
Energy Security (安定供給)  
Economic Efficiency (経済効率性の向上)  
Environment (環境への適合)

# 中国電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

引き続き安全性を一層高める取組みを積み重ね、  
地域のみなさまのご理解を得ながら  
**島根原子力発電所の再稼働・運転開始**に向け、  
最大限取り組んでいく。(中略)  
新規原子力である**上関原子力発電所**の開発は  
これまで以上に重要な経営課題であり、  
**早期に着手**できるよう、引き続き取り組んでいく。

国のエネルギー政策において重要なベースロード電源と位置付けられている原子力発電については、  
温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためにも、一定比率維持していく必要がある。

# 四国電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

全力を挙げて、**伊方発電所3号機の確実な再稼働と**  
**その後の安全・安定運転の継続**を実現していく。

原子力発電は、当社グループの事業経営の安定化はもとより、  
将来を見据えた事業戦略の展開においても欠くことのできない基幹電源である。

# 九州電力

第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）有価証券報告書

**玄海原子力発電所3、4号機**について、  
**一日も早い再稼働**を目指す

## 最後に一言

原発を持たない沖縄電力以外の有価証券報告書にある「対処すべき課題」はどこもかしこも原発再稼働。  
中国電力なんか、新設の上関原発の早期着手です。。。

そしてどこも触れていないのは廃棄物の問題。  
まだ処理方法も定まっていない廃棄物の問題が「対処すべき課題」でなくて何なのか？  
そもそも

e-gov 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0137.html>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

これ、無視ですか？